

議案第69号

幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。